

議第10号

高島市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月21日

高島市長 福井正明

高島市介護保険条例の一部を改正する条例

高島市介護保険条例（平成17年高島市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「34,800円」を「31,600円」に改め、同項第2号中「52,200円」を「47,600円」に改め、同項第3号中「52,200円」を「48,000円」に改め、同項第6号イ中「または第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イまたは第13号イ」に改め、同項第7号イ中「または第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イまたは第13号イ」に改め、同項第8号イ中「または第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イまたは第13号イ」に改め、同項第9号イ中「次号イ」の次に「、第11号イ、第12号イまたは第13号イ」を加え、同項第10号ア中「500万円未満」を「420万円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第12号イまたは第13号イ」を加え、同項第11号中「132,200円」を「167,000円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第10号の次に次の3号を加える。

- (11) 次のアまたはイのいずれかに該当する者 132,200円
ア 合計所得が520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イに該当する者を除く。）
- (12) 次のアまたはイのいずれかに該当する者 146,100円

ア 合計所得が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のアまたはイのいずれかに該当する者 160,000円

ア 合計所得が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第11条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「20,900円」を「19,900円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「20,900円」を「19,900円」に、「34,800円」を「33,800円」に改め、同条4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「20,900円」を「19,900円」に、「48,800円」を「47,700円」に改める。

第13条第3項中「または第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロまたは第13号ロ」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高島市介護保険条例第11条および第13条第3項の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。